

平成24年2月8日

諫早市長 宮本 明雄 様
健康福祉部長 川口 秀隆 様

長崎日接会
会長 川口 陸郎

乳幼児医療助成制度における受任者払い適用の要望について

*要望の趣旨

乳幼児医療受給者（以下「患者」という）の柔道整復師（以下「整復師」という）医療受診に対し、諫早市こども支援課（以下「担当者」という）の差別偏向行政による患者には「医療選択妨害」、整復師には「営業妨害」などの問題について、全ての患者に対して受診時の利便性向上を図る制度改革を賜りますようお願い申し上げます。

*要望の理由

乳幼児医療助成制度の下といえども患者の医療選択の自由が存在することは言を待ちません。この対象に整復師医療があることも言を待ちません。だが担当者が「医療」とは何か？誰のモノか？について、「医療が患者のモノ」であることを無視し、「医療を業とする者のモノ」と誤解し、これに基づき医療資格者どうしを比較して強者資格者を優遇し弱者資格者を排除する差別偏向行政をしています。医科は昨年度から県下全域に渡り現物給付取り扱いとなり患者の受診時の利便性が大きく改善されました。そこで、整復師もこの制度に参加協力貢献したいとして受任者払い制度（現物給付扱いと同様）への変更を要請しましたが担当者は詭弁を連ねて取り組もうとしません。これは、医師受診者に対してはその利便性を図り整復師受診者には阻害するという偏向行政そのものであります。患者の利便性向上を目的とするならば一部資格者を排除してはなりません。制度の恩恵を施すには全ての患者が対象になるべきです。公の基本であります「公平・平等」が損なわれているのが現状です。因みに他県では既に10年以前より制度改革が行われて整復師受診患者の利便性が向上し、その目的であります子育て支援対策と男女共同参画の推進が図られています。本県ではやっと昨年より医科で始まるも整復師は除外という偏向行政に不信感が募るばかりです。

参考までに両制度を比較しますと、

◎現物給付扱い----1日 800 円、月 1600 円限度が患者の自己負担。医療費の一部負担金がこれを超えた場合は医療機関が患者に替わって保険者に請求する。

◎償還払い扱い----一部負担金（2割）を窓口で支払い、請求書を市へ貰いについて医療機関へ提出・作成して貰い、その後、再び市へ提出する。市から後日、自己負担分を差し引いて患者の銀行口座に振り込まれる。

既に本件については昨年より2度会談がもたれましたが、担当者の意識認識が遅滞して進展を見せてません。不公平、差別、偏向に気付いていないか、もしくは整復師医療を卑下し意識的に排除しているとしたら思われません。そのことが整復師医療を選択する患者の障害となっているものです。そこでこの打開にあたり当問題の原因である担当者の意識改革を図る等の妨害防止の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。